「広島大学マスターズ広島」は、広島市在住の元広島大学教職員を中心にして設立されたもので、会員相互の交流と親睦をはかるとともに、会員がこれまで大学人として得た知識や経験を地域社会や広島大学の発展に還元することを目的にして様々な活動をされています。このたびの Special　Professor 問題については、種々の懸念をされ大学に要望書や質問状を出されています。当該団体の許可をいただきましたので以下を本紙にてご紹介し問題を共有したいと思います。

（文責　和田）

「広島大学マスターズ広島」活動の一部ご紹介

要　望　書

平成 30 年 9 月 11 日

越智光夫　学長・広島大学マスターズ広島顧問殿
相田美砂子　理事・副学長・教育本部全学教育統括本部長殿

広島大学マスターズ広島　代表幹事　植木研介

先日、私ども広島大学マスターズ・広島大学マスターズ広島に所属している多数の会員に、相田副学長名で「平成 31 年度以降の授業担当について (意向確認)」なる文書が送付されてまいりました。その主な内容は、(1)Special Professor なる職を創設し、本学を定年退職した教員は授業を行う場合にはすべてこの職に属すること、(2) 雇用上限は 70 歳とすること、(3) 給与は 1 時限あたり 2,500 円 (90 分授業 1 回につき 5,000 円) とする、などの点です。そして、平成 31 年度以降、Special Professor として授業を担当する意思があるか否かを、8 月 10 日 (金) までに回答するよう求めております。

私ども広島大学マスターズ、及びマスターズ広島は、「平和科目」(「平和と人間―A,B,C,D」の 4 科目（平成 30 年度受講生は 450 名)、及び「日韓理工系学部留学生向け予備教育」(日本と韓国の教科書の違いに鑑み、欠けたところ及び不十分なところを補う予備教育として、数学・物理・化学・生物の 4 科目について 10 月末から 3 月までの 10 週(各科目について週 1 回(90 分))を両マスターズで共同開講しております。また、大学院共通授業科目「学問と社会」、医歯薬保健学研究科の医歯薬保健学研究科医歯科学専攻修士課程の社会人大学院生向け「健康生活科学」、といった授業を担当しており、これらの授業創設・内容の企画には当初から参加し、授業担当者を確保することにも全力であたってまいりました。

とりわけ、「平和科目」は PHP 新書の『広島大学は世界トップ 100 に入れるのか』(2016 年 8 月刊）の中で、山下柚実氏が「平和科目」を全学必修との点を重要視して論じており、これには越智学長も注目されていることと存じております。(「平和科目」実施の経緯に関しては、注 1 をご参照ください。)

こうした活動を行っております私どもの会員は、大半が 70 歳を越えております。注 2 に「平和と人間」の今年度担当者の年齢構成を示しておきます。これから 2 ～ 3 年後の年齢構成、平和科目の重要性および必修科目であることから判断して、大学として新しい若い世代の人々の授業担当の仕組みを検討・確立する必要があると思います。学生の不利益を回避し、広島大学における教育の質を維持という観点から、広島大学には、これらの科目、特に「平和科目」の授業実施に関して大学としての運営組織・体制を早急に検討・確立することを要望いたします。

給与を従来の半額に引き下げるという提案については、お送りいただいた文書では「より多くの方に本学での授業を担当していただけるよう」と理由付けされておりますが、私どもがこれまで提供してきました授業の質を考えるならば、率直に言ってあまりに一方的な提案だと存じます。むしろ、引き下げを機会にかなりの人数の人々が授業担当を止めることが危惧され、それに伴って平和科目などの実施体制の確保・維持が困難になることも考えられます。

私どもは、これまで広島大学における学生教育の後方支援の立場から、授業に誠実に取り組んでまいりました。大学をとりまく様々な厳しい環境についても、元広島大学構成員として一応の理解をしているつもりです。そして、私どもの組織内部におきましても平和科目、日韓予備教育、社会人大学院教育などにおける授業担当体制の整備・改善を、常々考えております。私どものこのようなスタンスをご理解いただき、以上の要望・疑問にお答えくださることをお願いいたしたく存じます。どうかよろしくお願いいたします。

敬具

（注 1 ）「平和科目」実施に至る詳細な経緯については、広島大学平和センター長・川野徳幸教授がまとめられた報告書が、広島大学教育室教育推進グループ（教養教育担当）に保管されておりますので、ご参照ください。また、広島大学マスターズや広島大学マスターズ広島がなぜ「平和科目」に関与することになったのかについては、広島大学マスターズ創立 10 周年記念誌『広島大学マスターズ 10 年の歩み』(2017 年) の中に、「広島大学への教育支援」なる項目がありますので、ご参照ください。

(注 2) 例えば「平和と人間 D」の講義担当者の年齢構成は、70 歳 1 名、７１歳 1 名、７２歳 1 名、７３歳 2 名、７４歳 2 名、７５歳 2 名、７７歳 1 名、８０歳 1 名の１１名から成っており、2 ～ 3 年後には、「平和と人間 C･D」は講義の編成が困難に直面し、成り立たなくなることが大いに危惧されます。

有期雇用のみなさまへ

以下の要件に該当する方は、 無期労働契約への転換の申請をしましょう！これによって次回の契約更新から期間の定めのない契約に転換します。 同一の使用者（広島大学）との間で、 有期労働契約が通算で 5 年を超えて繰り返し更新された場合は、 労働者の申込により、 無期労働契約に転換します。（労働契約法第 18 条）。 このルールは、 有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的としています。※通算契約期間のカウントは、 平成 25 年（2013 年）4 月 1 日以後に開始する有期労働契約が対象です。　　例えば　1）平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から　1 年契約を重ね現在（通算 5 年超）に至る場合
2）平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から　3 年契約を重ね現在（通算 5 年超）に至る場合

申請書フォームは（全学情報共有基盤システム「いろは」⇒各種案内手続き⇒人事関係の制度手続き⇒2-5-2 契約職員及び非常勤職員の各種手続きについて⇒報告4・無期雇用契約転換）にもあります。 なお、 改正研究開発力強化法及び教員任期法等に関わる方等、 個人により契約内容が違いますので、 詳細は所属元に問い合わせてください。

広報紙
ひろば

No. 73
2018 年 11 月 15 日発行
配布対象　広大全教職員

発行　広島大学教職員組合
〒739-0046 東広島市鏡山 1-7-2（広大西口）
内線（東広島 84）5390　TEL/FAX　082-422-7556
メールアドレス　union@hiroshima-u.ac.jp
ホームページ http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/

【ニュース】

組合声明文「職名の新設 Special Professor 及び Splendid Professor に反対する」

広島大学をご退職され非常勤でご尽力くださる教員のみなさまへ

第一一八回　団体交渉で大学は次のような最終案を出しました。組合との交渉は決裂でしたが従来通り「客員教員」として契約していただけます。

団体交渉を開催しました！

9/26 第116回 団交　10/5 第117回 団交　10/22 第118回 団交

主な大学提案
就業規則の改正等について
- 人事院勧告への対応　⇒　条件付きで妥結
- 最低賃金（広島県 844 円）への対応　⇒　条件付きで妥結
- Special Professor 及び Splendid Professor について　⇒　決裂！（反対声明を次ページに掲載）
- 「クロスアポイントメント制度に関する規則」の見直し⇒　妥結
- 広島大学のテニュアトラック制に関する規則　⇒　継続

組合声明文

「職名の新設―Special Professor 及び Splendid Professor―」に反対する

2018 年 10 月 30 日

「職名の新設―Special Professor 及び Splendid Professor―」に反対する

広島大学教職員組合
執行委員長　丸田孝志

このたび、大学提案である「職名の新設 Special Professor 及び Splendid Professor」の労働条件等について、広島大学教職員組合（以下、組合）は 2018 年 9 月 26 日（第 116 回）、10 月 5 日（第 117 回）、10 月 22 日（第 118 回）と 3 回の団体交渉に応じましたが、要である撤回要求部分 45 分 2,500 円の金額について大学側は検討の余地を全く見せず、決裂交渉に至りました。

現在、広島大学で開講されている授業科目のうちの一定数を、客員教員という職名で非常勤講師が 45 分 5,010 円で担当しています。本件は、客員教員とは別の新しい職名を新設することで、2019 年 4 月 1 日より同様の授業を 45 分 2,500 円で担当していただくという大学提案です。対象者は広島大学退職者ならびに経済界等の有識者で広島大学の授業科目を担当される皆様に広く及び、それぞれに付される職名は Special Professor ならびに Splendid Professor となることが盛り込まれています。本提案に対し、組合は 2018 年 3 月の 115 回団体交渉から継続的に交渉にあたってきました。組合員である客員教員にも団体交渉への出席を要請し、当事者側としての意見を述べていただきました。

その一連の動きの中で、組合は、同一労働同一賃金の観点からも、案として出された賃金額の全国的な水準との比較からも、本提案は問題の多い制度内容であるとして、一貫して反対を表明してきました。何よりも、常勤職員では賄いきれない授業担当を広島大学退職者や広島大学関係者に安価で引き受けさせたいという使用者側の方針を、ボランティア精神という労働者側の好意に結びつけ、労使の雇用契約に関する制度に安易に組みこんだことに、看過できない問題の根深さがあります。組合は、客員教員によるものも含め、ボランティアや寄付等に対して反対しているわけではありませんが、そこに強制が働く仕組みを暗黙のうちに敷かれることで、ボランティア等の精神が失われることを懸念しています。すなわち、労使の雇用契約に関する制度は制度として取り決め、制度の該当者である教員が気持ちよく働くことができる内容でなければならないと考えています。そうでないことが懸念される現状では、該当科目の世話教員が客員教員の方へ授業担当をお願いすることもままなりません。

以上のことを踏まえ、組合は今回の大学当局の姿勢に抗議するとともに、本提案内容の 45 分 2,500 円に改めて反対を表明し、職名の新設自体についても撤回を求めます。

なお、大学の最終案において、原則として客員教員として雇用し、希望者のみ新職名とその待遇によって雇用することとなりました。Special Professor あるいは Splendid Professor での雇用を希望されない方々は、例年と同様に客員教員として契約していただけることを申し添えます。

以下、大学側の不誠実な対応の具体と組合の考えを列挙します。

●組合との継続交渉中である内容を組合への相談もなく、2018 年 8 月 10 日〆切りで意向調査と称し、新職名とその待遇による雇用の 1 案しかないかのような文面で、45 分 2,500 円での 2019 年 4 月 1 日からの授業担当の可否を該当教員 153 名（来春の退職予定者および現客員教員）に発送し、該当教員の雇用上の不安を招いたこと。このことに対するお詫びの文書を該当教員に送付するように求めていますが、「年内には発送する予定である」という回答です。しかし、なぜ 7 月 12 日付け文書のお詫びがここまで遅延するのでしょうか。この回答からは 12 月 1 日付け制度改正を通過させ、お詫びではなく、2,500 円案が決定したという通知を出すのではないかという疑念すら抱かずにいられません。このような大学側の対応は、これまで広島大学の教育に尽力してこられた功績者に対して礼節を欠いた行為と考えています。

●組合は 2,500 円案の撤回を継続的に求めてきたにも関わらず、3 回の団体交渉において交渉の余地を全く与えず、同じ金額を提示し続けたこと。本件が提案された時から組合は現場の意見を集約し反対を表明してきましたが、2018 年 3 月の団体交渉において、名称にふさわしい待遇を与えることを前提とし、内容について継続交渉することを条件に、職名の新設だけを認め、大学側の主張に一部歩み寄った経緯がありました。しかしながら、大学側は途中交渉をすることなく、該当者に意向調査という名の通告をしたことは上述の通りです。その後の交渉に際しても初回の 2,500 円案を堅持し続けた姿勢は詐欺的行為とも言えます。予定調和的に 3 回もの団体交渉を経て規則改正を求める大学側の手段や姿勢は組合を愚弄するものであり、ひいては広島大学の教員をも愚弄するものです。

●2,500 円にすることで生じた余剰金の使途に関する質疑を行いましたが、明確な回答ではなかったこと。本制度どおりに改定すると、1 コマ 90 分あたり差額の 5,020 円、半期 15 コマ担当として 75,300 円の支出減となります。

2019 年 4 月時点の対象者 153 名が 1 人半期 1 コマを担当したとすると、11,520,900 円すなわち約 1 千万円が支払わずによい計算になります。このことで生じた余剰金の使途について問いただしたところ、全体の財源の中での話なので具体的にどれに使うという指定はできないが有効に活用したいとの回答に留まりました。財政難は大学構成員の全員が了解しているので、その解決策として、大学の本務である教育の質を低下させる恐れのある授業単価の減額からなぜ手を付けたのかという問いに対する説明がなされて一定の説得力があれば、検討の余地があるかもしれません。しかしながら、そのような明確な展望のない現状では、本提案に賛同することはできません。

●同一労働同一賃金の原則からすれば、今までと同じ授業の担当者として半額以下の賃金で雇用することは雇用制度の改悪です。そういった不利益変更の非難を免れるために、「職名の新設」と称して安価な給与体系をつくった上で、現在の客員教員から順次切替えさせようとする行為は詐欺的と言わざるを得ません。このようなことは、該当者を含めた大学自身のみならず広く社会に対しても恥ずべき提案であることを、大学は自覚すべきです。

以上

（資料）主な交渉内容の推移
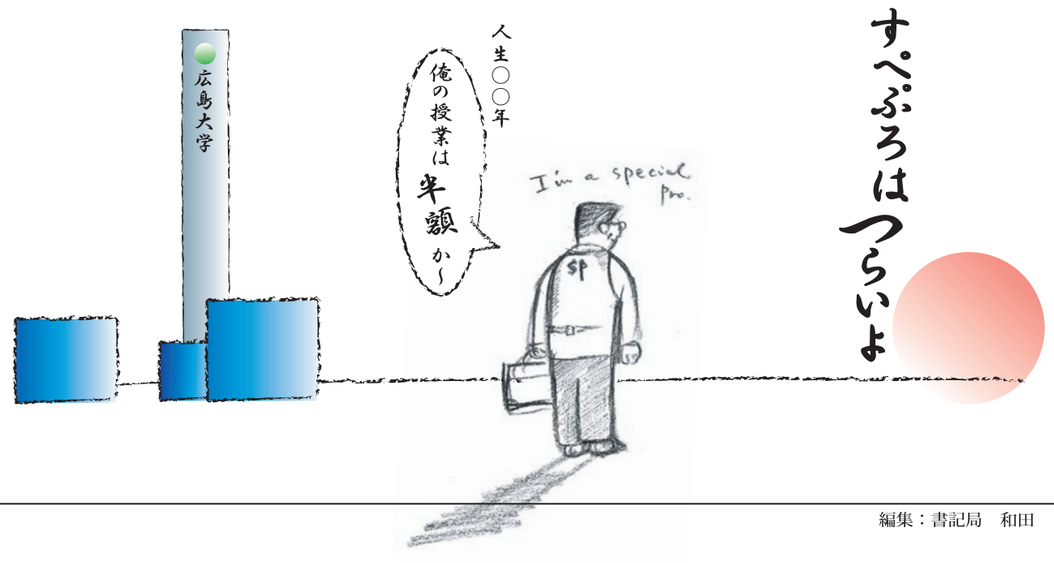
交渉時期	大学	組合
第 115 回団体交渉（2018 年 3 月 15 日）	従来の客員教員ではなく、本学を定年退職した教員（定年以外の退職も含む）を新職名 Special Professor で 2,500 円/1 時限（90 分授業を 1 回につき 5,000 円）で雇用する提案。また、同じ時給額で経済界・産業界の方々を Splendid Professor として雇用する提案。	反対。
協議（2018 年 3 月 16 日）	案の 2,500 円は取り下げ 中身については継続交渉。	職名の新設のみ合意。
第 116 回団体交渉（2018 年 9 月 26 日）	部屋の使用や職員証の発行という特典を作った。金額は 2,500 円のままでお願いしたい。	これは制度の改悪である。部屋や職員証は半額以下の賃金代償として見合うのか疑問。 1．意向調査と称して該当者へ 2,500 円（案）で授業引受を打診され誤解を生んだことについて「侘び状」をだすこと。 2．客員教員と Special Professor の選択制は Special への誘導圧力がある。 3．金額については全く認められない。
第 117 回団体交渉（2018 年 10 月 5 日）	2,500 円のままでお願いしたい。 また、基本的には定年の方には趣旨に賛同いただき Special Professor になっていただきたいが、客員になる道もある。	国立系の他大学の比較、海外比較についての具体を提示。
第 118 回団体交渉（2018 年 10 月 22 日）	2,500 円のままでお願いしたい。 原則として該当者には客員教員として働いてもらう、希望者のみ新職名の対象とする。3 年でこの申合せは見直しを行う。	決裂。